



発行 東京都

目次

告示

○特定計量器定期検査の実施 (三件)
..... (生活文化局計量検定所検査課) : 一

告示

●東京都告示第六百九十六号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年
通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、
特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を
次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十
一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月四日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域

二 検査対象

多摩市
非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業

所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十九年五月九日から同年六月五日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第六百九十七号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年
通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、
特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を
次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十
一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月四日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域

二 検査対象

日野市
非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十九年五月十一日から同月二十六日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在

の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第六百九十八号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年
通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、
特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を
次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十
一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月四日

東京都計量検定所長 林 久美子

一 検査地域

二 検査対象

御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村
非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十九年五月十五日から同月十九日まで
特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所

四 検査場所

特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称

一般社団法人東京都計量協会

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。